

今回は、相続人のうちに判断能力の不十分な人がいる場合の相続手続について解説します。

1. 後見人の選任

相続人のうちに、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人がいる場合には、遺産分割などにおいて自分で判断することが困難であるため、後見人等を選任し、その後見人等が代わりに遺産分割協議に参加します。

法定後見制度においては、その判断能力の程度に応じて、後見・保佐・補助の3つに区分され、それぞれ後見人・保佐人・補助人の選定を家庭裁判所に申請することとなります。

なお、後見人等になる方は被後見人の財産の管理等を今後行うこととなるため、同居親族の方がなるケースが一般的です。しかし、その後見人自身も今回の相続人の一人である場合は、利益相反となるため、別途特別代理人選任の申請が必要です。

※ 被後見人は、税務上「障害者」に該当し、相続税法上では「特別障害者」として障害者控除の適用を受けることができます。

コラム 被後見人の確定申告

成年後見人は、民法 859 条で財産に関する法律行為ができるとされていますので、裁判所が選任した成年後見人は、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をすることができますし、その法律行為に伴って発生する確定申告などの申告行為もできるものと考えます。

国税通則法 124 条 1 項では、国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書、申請書、届出書その他の書類を提出する者は、当該書類等にその氏名及び住所又は居所を記載しなければならないとされており、その提出が納税管理人又は代理人による場合には、納税管理人又は代理人の氏名及び住所を併せて記載しなければならないとされています。

なお、代理人の場合には代理の権限を有することを書面で証明した者に限るとされていますので、成年後見人の場合も成年後見登記制度を利用して法定成年後見人であることを証明する登記事項証明書の添付を要するものと考えます（任意成年後見人の場合は代理人の権限を証する書面が必要）。

また、同条 2 項 2 号では、納税管理人又は代理人によって申告書等が提出される場合には、その納税管理人又は代理人が押印しなければならないとされています。

具体的には、成年後見人が被後見人の所得税の確定申告書を提出することになりますが、確定申告書には、申告書の氏名欄の上段に「成年後見人〇〇〇」と記載し、下段に「納税者氏名」を記載して、成年後見人の印を押印し、また、住所欄にも納税者の住所のほか成年後見人の住所も併せて記載して提出することになります。

2. 任意後見監督人の選任（任意後見契約がある場合）

家庭裁判所は、任意後見契約が登記されている場合において、精神上的障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって、本人の判断能力が不十分な状況にあるときは任意後見監督人を選任することができます。任意後見監督人の選任により、任意後見契約の効力が生じ、契約で定められた任意後見人が、任意後見監督人の監督の下に、契約で定められた特定の法律行為を本人に代わって行うことができます。

申立人は、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者などで、被後見人の住所地の家庭裁判所に申立を行います。

コラム 意思無能力者の税務申告

意思無能力者（例えば、未成年者）の税務申告については、確定申告を期限内に行わなければ、延滞税や無申告加算税が課税されてしまうため、仮に意思無能力者の意思に基づかない親族などによって確定申告が行われたとしても、法的には事務管理（民法 697）として正当化され、適法な申告として取り扱われているようです。

民法第 697 条【事務管理】

義務なく他人のために事務の管理を始めた者（以下この章において「管理者」という。）は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理（以下「事務管理」という。）をしなければならない。

2 管理者は、本人の意思を知っているとき、又はこれを推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない。